

南九州市教育委員会告示第9号

南九州市ふれあい教室「スマイル」設置要綱及び南九州市子ども相談センター設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年5月19日

南九州市教育委員会教育長 有馬 勉

南九州市ふれあい教室「スマイル」設置要綱及び南九州市子ども相談センター設置要綱の一部を改正する要綱

(南九州市ふれあい教室「スマイル」設置要綱の一部改正)

第1条 南九州市ふれあい教室「スマイル」設置要綱（平成26年南九州市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改める。

第1条中「集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を目指した指導・支援を行う適応指導教室として、南九州市ふれあい教室「スマイル」（以下「教室」という。）を設置する」を「集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、社会的自立に資することを目的として、南九州市教育支援センター「スマイル」（以下「センター」という。）を設置する」に改める。

第2条の見出し及び同条表以外の部分中「教室」を「センター」に改め、同条の表中「知覧教室」を「スマイル知覧」に、「颯娃教室」を「スマイル颯娃」に、「川辺教室」を「スマイル川辺」に改める。

第3条中「教室」を「センター」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「教室」を「センター」に改める。

第5条の見出し中「教室」を「教育支援センター」に改め、同条第1項中「教室」を「センター」に、「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改める。

第6条中「教室」を「センター」に改める。

第7条第1項中「教室」を「センター」に、「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改める。

第8条中「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改める。

第9条第1項中「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改め、同条第2項中「ふれあい教室」を「教育支援センター」に、「教室」を「センター」に

改める。

第10条、第12条第1項及び第13条中「教室」を「センター」に改める。

第14条第1項中「相談員等」を削り、「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改め、同条第2項中「年2回」を「月1回」に改める。

第15条中「教室」を「センター」に改める。

第1号様式中「ふれあい教室」を「教育支援センター」に、「知覧教室」を「スマイル知覧」に、「颯娃教室」を「スマイル颯娃」に、「川辺教室」を「スマイル川辺」に改める。

第2号様式から第4号様式まで中「ふれあい教室」を「教育支援センター」に改める。

(南九州市子ども相談センター設置要綱の一部改正)

第2条 南九州市子ども相談センター設置要綱(平成28年教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号及び第5項中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター指導員」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。